

2025 年 8 月

お客さま各位

大同信用組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

2021 年 6 月に政府より示された「約束手形の利用廃止・小切手の全面電子化」の方針を受け、政府、産業界、金融界が一体となって実現に向けて取り組んでいますが、今般、2027 年 4 月以降の電子交換所における手形・小切手の交換廃止が決定しました。

以上を踏まえ、当組合では下記の対応を実施しますのでお知らせします。

○当座預金の新規口座開設終了

受付終了日：2025 年 9 月 30 日（火）

※既に当座預金をご利用のお客さまは、引続きご利用いただけます。

※2025 年 10 月以降に事業性資金にかかる預金口座の開設を希望されるお客さまにつきましては、「普通預金」または「決済性普通預金」のいずれかをご利用ください。

○2027 年 4 月以降を期日とする代金取立の受付終了

受付終了日：2025 年 9 月 30 日（火）

※2027 年 4 月以降を期日とする手形および 2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手について、期日管理を行う代金取立の受付を終了します。

○当座勘定での払戻請求書による支払いの取扱開始

受付開始日：2026 年 1 月 5 日（月）

※2026 年 1 月 5 日（月）より、小切手によるお支払いのほか、当組合所定の払戻請求書によるお支払いの取扱いを開始します。当組合所定の払戻請求書に記名押印のうえご提示ください。

※正当な権限を有することを確認するため、本人確認等の手続を求めることがあります。

※お取扱いは口座開設店に限ります。

○手形・小切手の発行終了

受付終了日：2026 年 3 月 31 日（火）

対象証券：約束手形、小切手、自己宛小切手

※当座預金からの現金出金は当組合所定の払戻請求書でお取引店の窓口にてご請求ください。お手元にある手形・小切手は、発行終了後もご使用いただけます。

○他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の終了

受付終了日：2026 年 12 月 30 日（水）

※2026 年 12 月 30 日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金口座（当座預金の他各種預金含む）への入金を終了します。

2026年の手形の 利用廃止

小切手の全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えはお早めに！

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう！

ポイント ①

政府は約束手形・小切手の利用廃止の方針

政府は、「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」との方針を示しています。

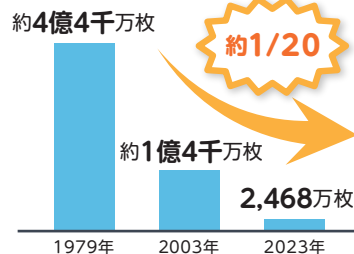


※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(内閣官房)」より

ポイント ②

手形・小切手の利用は毎年減少

手形・小切手の利用枚数はピーク時から約20分の1に減少しています。



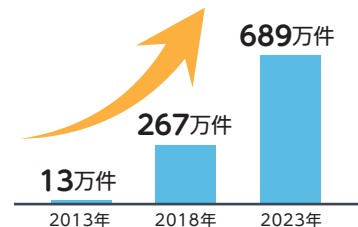
※「全国手形交換高」、「電子交換所における手形交換高」より(一部推計)

ポイント ③

電子的決済サービスの利用は毎年増加

代替手段の1つであるでんさいの利用件数は年々増加しています。

■発生記録請求件数(手形の振出に相当)



※「でんさいネット請求等取扱高」より

金融庁
Financial Services Agency

中小企業庁

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

Shinkumi Bank
信用組合
しんくみ

受取・支払
企業の双方に
メリット!

電子化で負担のない取引へ!



紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の
心配がなく、
災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分
だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単
3ステップ!

電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)



コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP

1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP

2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP

3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 管理手順
- ✓ 初期設定



手形・小切手を電子的決済サービスへ

電子化、 もうお済みですか？

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しております。これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的決済サービス(※)への移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい等)とインターネットバンキング(IB)による振込



これから知っても
まだ間に合う！



電子化の3つのメリット

1

コスト削減

印紙税や
取引先への郵送料等が
不要



2

事務負担軽減

どこでも利用でき、
煩雑な事務負担
を軽減



3

リスク低減

盗難・紛失
の心配がなく、
災害にも強い



 **金融庁**
Financial Services Agency

 **中小企業庁**

 **日本商工会議所**
The Japan Chamber of Commerce and Industry

 **JBA** 一般社団法人
全国銀行協会

 **SHINKIN** 信用金庫

Shinkumi Bank

 **信用組合**
しんくみ

受取・支払企業の
双方にメリット!

電子化で負担のない取引へ!



紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



支払企業

コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

事務 負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

場所を選ばず利用可能

- ✓ いつでも・どこでも非対面の決済取引
- ✓ 金融機関・郵便局等への訪問不要



受取企業

資金繰りの円滑化

支払い期日に自動入金。
電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能。

支払までは
簡単3ステップ!

電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)



コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、電子的決済サービスの導入を以下の流れで行います。

STEP 1

取引金融機関へご相談

専門スタッフの派遣や導入サポートのサービスを提供している金融機関もございますので、金融機関担当者にお問い合わせください。



STEP 2

取引先企業へご案内

電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認します。



STEP 3

取引金融機関への申込 / 社内の導入準備

社内の事務手続きや管理手順の見直しなどを行い、初期設定をします。

- ✓ 利用申込
- ✓ 事務運用方法
- ✓ 管理手順
- ✓ 初期設定

